

THANKS (サンクス) 運動

市町村社会福祉協議会における
ヤングケアラー実態把握調査
報告書



社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会

はじめに

ヤングケアラーは、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」と定義されております。国も実態把握調査の実施や本格的な支援が進められております。

ヤングケアラーは、子どもがその背負わされた責任の負担の程度により、就学期の様々な社会経験の機会が失われただけでなく、子ども自身がやりたいこと、やるべきことができない等、子ども自身の権利が侵害されているとも指摘されています。

国では、令和2・3年度に実態把握調査の実施、令和3年度には「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」を立ち上げ、①早期発見・把握②支援策の推進③社会的認知度の向上を今後取り組むべき施策としてまとめました。令和4年度には、ヤングケアラーに関する予算が計上され「ヤングケアラー支援体制強化事業」を創設しております。

沖縄県では、2022年2月に小中高校の教員を対象にヤングケアラーの概数調査を実施し、ヤングケアラーと思われる子が1,088人いるという結果が公表され、支援者への研修実施等各種の支援事業がスタートしました。

沖縄県社協では、社会的孤立の解消・防止の取り組みを進めるTHANKS（サンクス）運動の一環として、今年度、市町村社協がヤングケアラー支援の現状等を把握し、関係機関・団体等と連携した解決を図るための対応策を検討することを目的として、「市町村社協におけるヤングケアラー実態把握調査」を実施しました。本調査の実施にあたっては、アドバイザーの沖縄大学人文学部 福祉文化学科 教授 名城健二氏から、調査結果の考察をいただきました。

沖縄県社協としては、今回の調査結果を受け、ヤングケアラー支援について公的施策・サービスでは十分対応できない部分に対して、THANKS（サンクス）運動の各推進団体や関係機関・団体と連携しながら、解決を図るための検討を進めていくこととしています。

本調査を公表することで、今後、ヤングケアラーにおける社会的な認知度が進み、各地域で多様な機関・団体等と連携した取り組みの推進につながることを期待しております。

最後となりますが、市町村社協の皆様、アドバイスをいただいた沖縄大学 名城教授には、本調査にご協力を賜り改めてお礼申し上げます。

調査の実施概要

目的

社会的孤立の解消・防止の取り組みを進めるTHANKS（サンクス）運動の一環で、地域におけるヤングケアラー支援の現状や課題等の実態を把握し、関係機関・団体等と連携した解決を図るための対応策を検討することを目的として、「ヤングケアラー実態把握調査」を実施する。

調査対象

県内市町村社会福祉協議会

調査方法

「アンケート入力フォーム（フォームズ）」を活用した調査

回答状況

県内市町村社会福祉協議会の調査回答率は、100%（回答数41社協/41社協）
（令和4年12月6日時点）

調査結果概要

ヤングケアラーへの取り組み内容について、「特にしていない」（27社協）、「ヤングケアラーという視点を加えて見守りをしている」（10社協）の順となった。また、支援する上での課題としては、「家族や周囲の大人に、ヤングケアラーという認識がない」「子どもが自身の状況を問題として認識しておらず、支援を求めない」「学校との情報共有など、ネットワーク構築が不十分」等があげられた。

今後ヤングケアラーを支援していくために、必要だと考えること・期待することとしては、「相談しやすい環境ができる」「適切なサービスが受けられるようになる」「複数の分野が連携した支援体制が整備される」との回答が多くみられた。

調査の結果

問1【全ての社協に質問】

ヤングケアラーと思われる子どもの有無にかかわらず、ヤングケアラーに関する取り組みについて（複数回答）

ヤングケアラーに関する取り組みについて聞いたところ、「特にしていない」と回答した社協が27社協と最も多く、次いで、「ヤングケアラーという視点を加えて見守りをしている」「関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の強化」と回答したのが10社協となっている。

特にしていない	27
ヤングケアラーという視点を加えて見守りをしている	10
関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の強化	10
その他	3
関係機関・団体とのヤングケアラーに関する勉強会や研修の実施	2
広報誌やパンフレット、ポスターなどによる啓発	2
ヤングケアラーの実態把握・調査	1

その他の主な内容

- 民生委員定例会でヤングケアラーについて、勉強会を行った。
- 関係機関（行政、学校、民生委員等）との情報共有や今後の取り組みについて協議。
- 自治体を主体とした、気になる世帯の見守り活動。

問1-1 問1で選択した取り組みについて、具体的内容

- ◇ 民生委員定例会で県の資料、ヤングケアラーの情報誌を読み合わせ、地域に厳しい世帯があれば関係機関へつなぐことを意識しようと考えた。
- ◇ 学校との情報共有を行った。
- ◇ ヤングケアラー世帯の支援を通じて、ネットワーク・連携体制の強化にもつなげている。
- ◇ ポスターを掲示し広報している。
- ◇ 各種相談事業や子どもの居場所事業等を通して、気になる世帯の見守りや関係機関との情報交換等で連携を図っている。
- ◇ 地元企業とのネットワークによる、お弁当やお菓子の提供
- ◇ ヤングケアラーと思われる子が居場所に来た際に情報共有（必要に応じて食事支援）
- ◇ 既存事業を通じ世帯のニーズを把握し、関係機関と支援連携している。

- ◇ SSW、関係機関等との情報共有やケース会議、世帯での見守り分担等を行っている。
- ◇ 子のいる世帯からの相談対応する際は「ヤングケアラー」という視点をもつようにしている。

問2【全ての社協に質問】ヤングケアラーに関して、今後取り組む予定のもの（複数回答）

ヤングケアラーに関して今後取り組む予定のものを聞いたところ、「現時点では、予定していない」と回答したのが19社協、次いで、「ヤングケアラーという視点を加えて見守りをする」「関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の強化」と回答したのが14社協であった。

現時点では、予定していない	19
ヤングケアラーという視点を加えて見守りをする	14
関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の強化	14
広報誌やパンフレット、ポスターなどによる啓発	6
ヤングケアラーに関する勉強会や研修の実施	5
ヤングケアラーの実態把握・調査	3
一般市民向けのヤングケアラーに関する講演会の開催	1
ヤングケアラーへの相談支援の実施	1

問3【全ての社協に質問】支援する際の課題として考えられること（複数回答）

課題について聞いたところ、「家族や周囲の大人に、ヤングケアラーだという認識がない」と回答したのが25社協、次いで、「子どもが自身の状況を問題として認識しておらず、支援を求めない」と回答したのは24社協であった。

家族や周囲の大人に、ヤングケアラーだという認識がない	25
子どもが自身の状況を問題として認識しておらず、支援を求めない	24
学校との情報共有など、ネットワーク構築が不十分	22
ヤングケアラーをどのように支援すればいいのかわからない	20
複数の分野にまたがる支援が必要だが、支援のコーディネートをする人材や機関がない	19
専門職や関係機関・団体に、ヤングケアラーに関する知識や認識が不足している	18
訪問するきっかけがない、訪問しづらい	15
既存の公的サービスでは利用できるものがなく、具体的な支援策を検討できない	14
特になし、分からない	3
その他	1

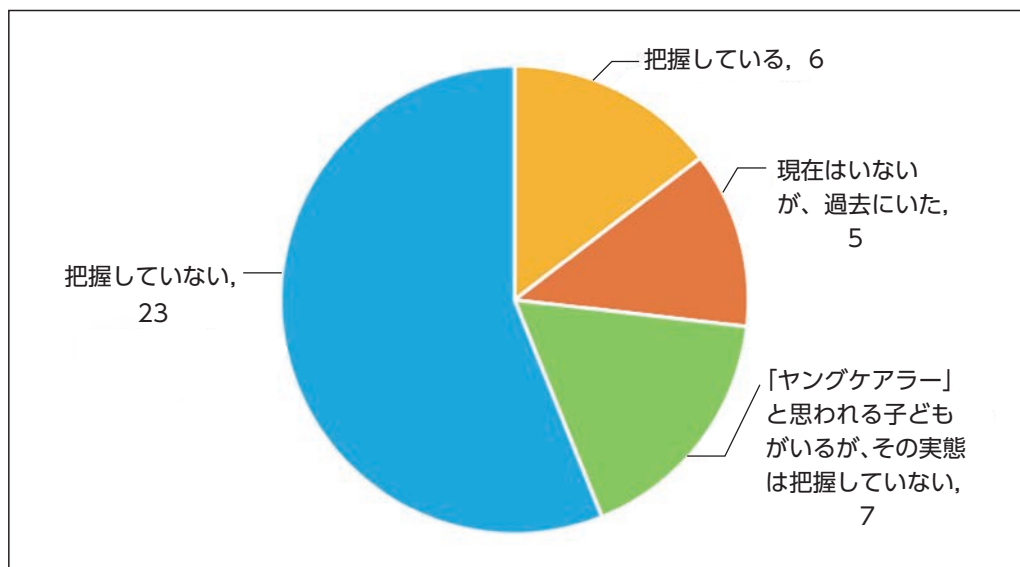
問4【全ての社協に質問】 今後ヤングケアラーを支援していくために、必要だと考えること、期待すること（複数回答）

支援していくために必要だと考えること、期待することについて聞いたところ、「相談しやすい環境ができる」と回答したのが36社協と最も多く、次いで、「ケアを担っている子どもと家族が適切なサービスをうけられるようになる」が31社協、「ケアを担っている子どもや家族が「ヤングケアラー」という認識をもつこと」「複数の分野が連携した支援体制が整備される」と回答したのが28社協であった。

相談しやすい環境ができる	36
ケアを担っている子どもと家族が適切なサービスをうけられるようになる	31
ケアを担っている子どもや家族が「ヤングケアラー」という認識をもつこと	28
複数の分野が連携した支援体制が整備される	28
専門職や関係機関・団体がヤングケアラーを早期発見できるような研修体制の整備	25
支援する専門職の配置が充実する	25
関係機関がヤングケアラーについて知ること	23
ヤングケアラーが広く認知される	22
ヤングケアラーを支援する団体が増える	20
ヤングケアラーが我慢していることや、諦めていたことを応援すること	20
ヤングケアラーの実数や実態が明らかになる	19
福祉サービスに関する情報の発信	17
ヤングケアラー同士が情報共有できる場が増える	11

問5【全ての社協に質問】「ヤングケアラー」の実態把握の状況

把握の状況としては以下の表のとおりである。



問6 【問5で「把握している」「現在はいないが、過去にいた」と回答した社協に質問】
「ヤングケアラー」と思われる子どもの把握方法（複数回答）

把握方法について聞いたところ、「関係機関・団体からの情報提供により把握している」と回答したのが9社協、次いで、「CSW（コミュニティソーシャルワーカー）や地域福祉コーディネーター」等、地域福祉担当者の活動を通じて把握している」と回答したのが6社協であった。

関係機関・団体からの情報提供により把握している	9
CSW(コミュニティソーシャルワーカー)や地域福祉コーディネーター等、地域福祉担当者の活動を通じて把握している	6
各種相談を通じて把握している	5
各種事業を通じて把握している	3
民生委員・児童委員からの情報提供により把握している	3

問7 【問5で「把握している」「現在はいないが、過去にいた」と回答した社協に質問】
(1) 社協で把握しているヤングケアラーのおおよその世帯数について

1～5世帯把	5～10世帯	10世帯以上
9社協	1社協	1社協

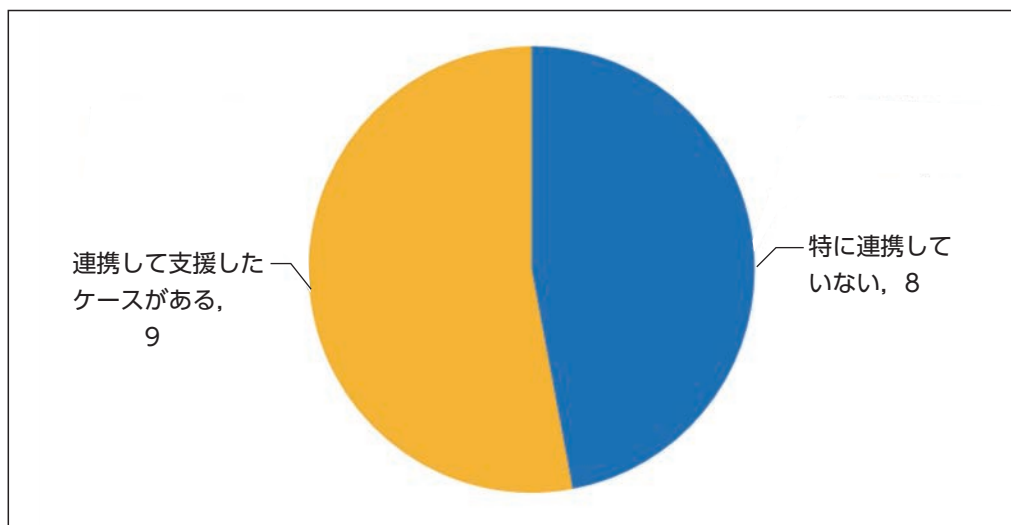
回答社協11 計40世帯

問7 (2) ヤングケアラーと思われる子どもが、家族に行っているケアの内容（複数回答）
「把握している」「現在はいないが、過去にいた」と回答した社協に、ケア内容を聞いた結果は以下のとおりである。

家族の代わりに幼いきょうだいの世話をしている	7
食事以外の家事をしている(掃除、洗濯、その他細かい家事など)	6
食事の世話をしている(買い物、食事をつくる、食べる際の介助、後片付けなど)	6
家族の身体介護をしている(衣服の着脱介助、移動介助、服薬管理など)	4
目の離せない家族の見守りや声かけをしている	4
家族の代わりに障害や病気のあるきょうだいの世話をしている	2
生活費の援助をしている	2
家族の身体介護をしている(トイレや入浴介助)	1
通院の付き添いをしている	1
通訳(コミュニケーションに困難があり通訳や手話が必要な場合)している	1
金銭管理をしている	1

問7 (3) 社協が関係機関と連携して支援したケースについて

「把握している」「現在ははないが、過去にいた」と回答した社協に、ケア内容を聞いた結果は以下のとおりである。



問7 (4) 【(3)で「関係機関と連携して支援したケースがある」と回答した社協に質問】連携先について（複数回答）

「連携して支援したケースがある」と回答した社協に、連携先について聞いたところ、「民生委員・児童委員」、「市町村（児童福祉担当）」と回答した社協が6社協と最も多く、次いで、「要保護児童対策地域協議会」、「教育委員会」と回答した社協が4社協であった。

民生委員・児童委員	6	
市町村(児童福祉担当)	6	
要保護児童対策地域協議会	4	
教育委員会	4	
学校	3	
その他	3	その他の主な連携先
障害者基幹相談支援センター	2	不動産
市町村(障害者福祉担当)	2	市就職・生活支援 パーソナルサポートセンター
地域子育て支援拠点	1	医療機関(訪問看護)
子ども・若者総合相談センター	1	

問7 (6) 【(3)「関係機関と特に連携していない」と回答された社協に質問】
関係機関につながらなかった・つなげなかった理由、社協としてどのように対応したのか

- 社協への相談がなく、あとから状況を聞いた。家族があまり話したがらないことも要因ではないかと考える。
- 関係機関と連携はとっているが、そのようなケースが現状で表面化されていないため、連携した支援を実施したケースがない。
- 社協として定期的な連絡やフードバンクの提供、必要時に制度についての情報提供を継続して行っている。今後、必要に応じて関係機関へつないでいく。
- 主管課（福祉課）より「ヤングケアラーの実態調査は、デリケートなので慎重に調査を行い社協と情報共有し対応していきたい」と声かけがあり、実態把握ができ次第、連携し支援していく。
- 社協として計画相談、障害福祉、生活困窮等の相談において実態の把握し支援に繋げていく。

問8 【全ての社協に質問】（自由記述）

ヤングケアラーの発見や支援について、困っていること、不安に感じていること

ノウハウについて

- 支援のノウハウの不足
- 実態の把握から支援に至るまでの過程や専門性など情報があると助かる。
- 社協が発見したらCSWが必要なサービスの提供や支援を継続していけるが、他の関係機関が発見した場合に社協のサービスが分からず、適切な支援をすることが出来るかが不安。
- 人口が少ない地域なので比較的情報は入るが、今後このような事案が浮き彫りになった場合の具体的な支援体制が整っていない。
- 社協としてどれくらい支援できるか、どのようにかかわっていくかという課題があると思われる。
- ヤングケアラーの現状や課題について学ぶ必要がある。
- ヤングケアラーの相談支援体制が確立されていない。
- 人によってヤングケアラーについて認識の違いがあるので、研修や勉強会が充実してくると、支援も行いやすくなると感じる。
- 各相談員が情報や視点を持つことの共有が図られるよう取組みの検討をしたい。
- 人材育成や確保が困難になっている。社会問題が顕在化される中、これまでの職員体制では支援が難しくなっている。
- 担当専門員がおらず、支援についても十分な知識がない状況である。

実態把握について

- 実態の把握が直接的には困難であり、学校や関係機関との情報共有の中で把握出来る時はある。また介入が難しいケースであると感じている。
- 子どもに関わる関係機関等との情報共有は行っているが、ヤングケアラーの発見は今のところ出ていない。しかし、実際に深くアプローチすれば、実態が出てくるかもしれないので、今後支援機関で意識して取り組みを行う必要がある。
- 現時点では、実態の把握がされていないのでc s wや民生委員・学校・行政と共通認識を図り支援していきたい。
- ヤングケアラーの情報が少ない。(仮に情報があってもどう動くかまで時間がかかる)
- ヤングケアラーの実態がつかめない。教育委員会が把握していても、個人情報との壁があり情報がこないケースもある。専門機関があれば、共有できる範囲での情報をもらい、本会としても課題に対する具体的な支援策の創設を検討したい。
- 把握しにくいニーズ。児童生徒の環境把握については、学校や教育機関、行政の子育て支援課などからの情報提供や相談が主となっている。

連携について

- 基本は学校との連携がとても重要になると思う。学校現場の状況(多忙、個人情報)も含めてお互いの役割を確認しながら動いていける体制を作りたい。
- ケースを発見してもつなげることができる支援機関が少ない。
- ヤングケアラーが生徒、学生の場合、その子が通う学校関係者と情報提供・共有の場や支援体制が構築できている社協があるのか?親の理解も必要ではないか?
- 学校と子どもの居場所の連携がなかなか取れていない。(学校と子どもの居場所のつなぎ方、つながっていても学校によって温度差があり良い関係の築き方に課題)
- ヤングケアラーを発見した場合、どの専門職や関係機関や団体に相談したらよいか。今実際にヤングケアラーが発見された場合、こういった対応をしたらよいか不安。

世帯への関わりについて

- 第三者視点から見ると要保護世帯に該当するが、当事者世帯が困りごとに気付いておらず、この状況でなんとか成立しており支援を拒否しており、介入に時間を要することがある。児童の年齢によっては、支援の幅が狭まることもあり(義務教育終了等)早急介入が必要だが、対象世帯と支援者との捉え方の温度差を埋める術がなく行き詰ることがある。
- 保護者にヤングケアラーの問題点を伝える際に、保護者の捉え方などが心配(問題を受け止め改善に向かう方法があるのか)
- 子供の権利である、学ぶこと、遊ぶことなどを実現するため、まずは親のサポートをどのように実行していけばよいのかが課題になると考えている。
- 関わり方がとても難しいと感じる。支援も拒否される場合もある。

問9【全ての社協に質問】（自由記述）

行政（県・市町村）に対して、ヤングケアラー支援に関する意見

連携について

- 島の地域性でも、実態把握は難しいと思う。※学校の先生が気づいて繋がるケースがあると思うが、教育委員会など個人情報取り扱いで他機関との連携課題になるのでは。
- ヤングケアラーに特化したサービスがあるのか。
- 市町村からも情報提供等があると、社協としても今後の取組に活かす事ができると思う。
- 各関係機関との情報交換等。
- 家庭状況や子どもたちの様子を一番把握（発見）しやすい立ち位置にある学校（担任教諭）側との情報共有、次にどうアプローチをしていくか等、既存の会議の中で位置づけるのか、新たな場で専門者を交えて課題解決まで導いていくのか、行政や関係機関との話し合いの場を市町村で検討していく。
- ヤングケアラーの実態調査をし、調査結果をもとに専門職や関係機関や団体との連携を図れる組織づくり。

支援サービスについて

- ヤングケアラーに関する制度があるのか。
- 市町村で独自に行っている支援策があれば教えてほしい。
- 子を持つ親に対して「ヤングケアラー」を理解してもらおう場や相談場所がほしい。
- 相談機関を増やしてほしい。
- 養育訪問の充実と子ども食堂の多様化による、支援先（受け皿）の確保。
- 早急な対応が可能な体制づくり。
- 親に対してのアプローチの強化（出来ないのではなく、やる気を！）
- 「ヤングケアラー」という言葉のイメージが良くないので、当人たちは「ヤングケアラー」ということに気づきたくないのでは？（該当していると思われたくない）
- ヤングケアラーのいる家庭の状況は様々だと思うので、関係機関との連携に加え、長期的な支援や対応が必要。
- ヤングケアラーについての受け取り方が個々で違うため、専門職の配置が必要。
- 潜在的に眠っているヤングケアラーの子たちがいると思うが、その家族や当該子が「ヤングケアラー」だと認識していない事が顕在化しない理由ではないかと思う。専門機関を創設し、「見つける」「繋げる」「連携」の出来る仕組みが必要。
- 問題が複雑化していることが予想されるので、関係機関等をコーディネートする役割が必要である。

ノウハウについて

- ヤングケアラーに関する勉強会があったら良い。
- 行政・学校・地域（公民館）・社協 とヤングケアラーに関する勉強会や研修を実施したい。

その他

- 人と人とのつながりが失われていることも原因の一つだと思う。教育の段階から、人とつながることの大切さを学び、困った時には周りを頼り、周りの人が困っていたら力になるという心を育てていくことが重要だと思う。

問10【全ての社協に質問】（自由記述）

県社協に対して、ヤングケアラー支援に関する意見

研修等の機会について

- 社協職員、民生委員のスキルアップを目指したい。
- ヤングケアラー支援に関する研修会等を実施してほしい。
- 支援体制強化に向けた民生委員児童委員への啓発
- ヤングケアラー経験者（大人）と支援方法について話をする機会があると、今後の参考になる。
- 体験した家族の考え方やヤングケアラーと指摘を受けた後の受け止め方を知りたい。
- 1～2時間の研修動画を長期化配信してもらえると助かる。民児協定例会などで活用する。

情報提供

- 他の都道府県や市町村での実際の支援事例や取り組み等を知れる機会。
- 研修会や事例報告など情報提供。
- 各地域支えあい活動委員会や民生委員に「ヤングケアラー」について周知しているが、他地域の取り組みがあれば知りたい。
- 県内相談支援機関（ヤングケアラー問題に対応できる）のリスト作成と発信
- ヤングケアラーの事例・実態を聞く場が少ない。実際に市内でもどれくらいヤングケアラーが居るのか、数字と事例を聞きたい。実態から見えてくる課題に対して、当法人でも出来ることを考えていきたい。
- ヤングケアラーの実態調査をし、調査結果をもとに専門職や関係機関や団体との連携を図れる組織づくり。

個別事例

問7 (5) 【(3) で「社協が関係機関と連携して支援したケースがある」と回答した社協に質問】
対応した個別ケースについて聞いたところ、結果は以下のとおりである。

※該当者数が少ないため、表のみの掲載にとどめる。

対象となる子の性別

女性	7人
その他 (対象となる子が男女のきょうだい等)	4人
男性	3人

対象となる子の学年

小学5年	3人
中学3年	3人
高校1年	3人
その他	3人
中学1年	2人
中学2年	2人
小学1年	1人
小学2年	1人
小学3年	1人
小学6年	1人
高校2年	1人
高校3年	1人

家族構成

母親・父親・きょうだい	4世帯
母親・きょうだい	3世帯
母親	3世帯
母親・父親	1世帯
母親・祖母・きょうだい・その他	1世帯
母親・祖母	1世帯
父親・きょうだい	1世帯

ケアをしている人について (複数選択)

母親	8人
父親	5人
きょうだい	5人
祖母	1人

ケアをしている人の状況について (複数選択)

幼い	3人
その他	3人
「精神疾患」「依存症」以外の病気	2人
身体障がい	2人
依存症	1人
高齢者(65歳以上)	1人

その他の状況

- ・精神疾患
- ・外国人
- ・難病

子どもがケアをしている内容について（複数選択）

食事の世話をしている(買い物、食事をつくる、食べる際の介助、後片付けなど)	7人
食事以外の家事をしている(掃除、洗濯、その他細かい家事など)	7人
家族の身体介護をしている(衣服の着脱介助、移動介助、服薬管理など)	2人
家族の身体介護をしている(トイレや入浴介助)	1人
家族の代わりに幼いきょうだいの世話をしている	4人
目の離せない家族の見守りや声かけをしている	3人
通院の付き添いをしている	2人
通訳(コミュニケーションに困難があり、通訳や手話が必要な場合)している	1人
生活費の援助をしている	2人

ヤングケアラーと気づいたきっかけ・理由

- 関係機関からの情報。
- 要保護児童対策協議会主催の学校訪問事業に同行。学校側より対象児童の情報交換がされた。
- 世帯より、社協フードバンク事業の利用相談があった。
- コロナ感染世帯に対する生活支援物資の提供希望があった際、生活状況の聞き取りを行う中で把握することができた。
- 学校に登校できていない状況を確認していた。(両親の件で訪問するとその子が家にいる)
- SSWからの相談。
- 行政よりフードバンク利用の調整。
- 母親からの相談。
- 訪問、キーパーソンからの聞き取り。
- 行政の相談窓口から、母親の福祉サービス利用申請に対する支援を相談・依頼されたことでつながるきっかけとなった。
- 社協が行っているフードバンク利用時に生活困窮の様子が伺えた為、CSWへつながり、関わっていく中で実態把握ができた。

子どもにケアを手伝ってもらわないといけない理由として考えられること（複数選択）

その他	8人
他人に家に入ってほしくないと思っている	3人
介護は家で行うものだと思っている	2人
お金がかかるのが困るから	2人

子どもにケアを手伝ってもらわないといけない理由【その他の理由】

- シングルマザーであり、夜間仕事をしているため。
- 両親からのネグレクト（外出の制限、家事）。
- 両親が知的障害・精神障害があり、母親が入院時、父親が子の面倒を見れず、対象児童が下の子の面倒をみている。
- 本人と直接話すことができていない（要対協ケースとして市が把握）。
- 頼りになる身内が家族だけの為。

社協として、本人、世帯に対して行った支援内容について（複数選択）

世帯の見守りや声かけを実施した	7社協
支援者会議を開いて対応を検討した	3社協
社協が実施しているフードバンクを活用した	7社協
社協が実施している日常的自立支援事業の利用につなげた	2社協
地域の子どもの居場所(食堂や学習支援)への参加につなげた	2社協
活用できる公的サービスや相談窓口の情報を提供した	7社協
その他	4社協

その他の理由

- 貸付、フードバンク、申請等の同行支援。
- 社協が実施する「日自支援事業」を利用し、CSWと一緒に訪問した。
- 手続きの際の付き添い、援助等を行った。
- 計画相談員と連携して就職活動を促した。
- 傾聴対応。
- 関係機関と情報を共有した。

支援する上で連携した関係機関について（複数選択）

市町村(児童福祉担当)	8社協
教育委員会	5社協
市町村(障害者福祉担当)	5社協
その他	5社協
学校	3社協
障害者基幹相談支援センター	3社協
市町村(高齢者福祉担当)	2社協
地域包括支援センター	2社協
要保護児童対策地域協議会	1社協
児童相談所	1社協
民生委員・児童委員	1社協

その他の関係機関

- パーソナルサポート
- 計画相談員が中心となり、就労支援事業所の紹介や教育委員会との連携を図っている。
- 不動産屋

連携した具体的な内容

- 市役所（障害・福祉サービスの情報提供、世帯の見守り、児童相談所との連携）
- 市就職・生活支援パーソナルサポートセンター（生活困窮相談）
- 日常生活自立支援事業（金銭管理）
- 就労支援、フードバンク利用、その他金銭面の課題解決に向けた年金申請に関すること。
- SSWは対象児童の支援でしか関われないことから、母親のサポートとしてCSWが関わりはじめる。
- 計画相談員中心となり、ハローワークへ父親と同行し就職活動や就労支援事業所の体験などを促している。しかし、父親のこだわりが強くまだ就職に至っていない。収入も少ないため、社協が定期的に食料支援を行っている。
- 情報共有、支援の見立て、サービス申請等の相談。
- 基幹相談支援センターに対して情報共有し、キーパーソンと相談の場を調整した。
- 母親の障害福祉サービス利用に関する情報提供。
- 母親がコロナ感染し急遽入院することとなったため、子どもの生活状況の把握と児童福祉担当部署との情報共有、見守り支援を行った。
- 要対協で情報共有し役割分担を行う。各関係機関と連携し支援をした。

支援した結果、ケアの状況の変化について

支援を検討中	6件
改善された	3件
その他	2件
改善されていない	1件
不明	1件

その他の状況

- 支援中
- 日自支援事業利用後からの関りで、既に要対協ケースとして市へ繋がっていたため、声かけ見守りで訪問支援している。

調査結果の総括と考察

本調査の実施にあたっては、アドバイザーの沖縄大学教授名城健二氏から、調査結果からみえる課題や、市町村社協・県社協に期待する等について考察をいただいた。

「今後のヤングケアラー支援に向けて」

沖縄大学 人文学部 福祉文化学科／沖縄大学大学院 現代沖縄研究科
教授 名城 健二 氏

① 調査結果からみえる特執すべき事項や課題等

まず、本調査の回答率が100%（41社協）ということは、各市町村社協におけるヤングケアラー支援の関心が非常に高いものと評価できる。

考察においては、主に調査項目の問1【ヤングケアラーと思われる子どもの有無にかかわらず、ヤングケアラーに関する取り組みについて（複数回答）】と問2【ヤングケアラーに関して、今後取り組む予定のもの（複数回答）】、問3【ヤングケアラー支援をする際の課題として考えられること（複数回答）】、問4【今後ヤングケアラー支援をしていくために必要だと考えること、期待すること】、問8【ヤングケアラーの発見や支援について、困っていること、不安に感じていること（自由記述）】に触れる。

1) 問1【ヤングケアラーに関する取り組みについて】

27社協（65.8%）が「特にしてない」を選択している。これは、ヤングケアラーという言葉そのものが、沖縄県内にてメディアなどを通して認知され始めたのが2021年9月以降であり、ヤングケアラーという用語や定義、実態、支援方法などを各市町村社協がまだまだ十分に理解できてないと思われる段階の調査（2022年11月）であったことを考えるとやむを得ないと言えよう。

ただし、その段階においても「ヤングケアラーという視点を加えて見守りをしている」10社協、「関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の強化」を10社協が取り組んでいる。具体的には、「民生委員定例会で県の資料やヤングケアラー情報誌の読み合わせ」や「学校や各種相談事業所、子どもの居場所、SSW、関係機関」との情報交換、「地域に厳しい世帯があれば関係機関へつなぐことを意識」し、「ヤングケアラー世帯の支援を通じて、ネットワーク・連携体制の強化にもつなげている」ことは高く評価できる。

ヤングケアラーの支援方法が十分に確立してない時期においても、既存の社協のコミュニティにおける地域福祉や住民サービスのシステムを応用し、ヤングケアラーやその世帯支援を関係機関で連携して行っていくという意識の表れであろう。

2) 問2【ヤングケアラーに関して今後取り組む予定】

19社協（46.3%）が「現時点では、予定していない」を選択し、14社協が、「ヤングケアラーという視点を加えて見守りをする」、「関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の強化」としている。ヤングケアラーに関する「勉強会や研修の実施」5社協、「実態把握・調査」を3社協が今後の取り組みとして検討している。「現時点では予定しない」としている社協も今後は、他市町村社協の取り組みを参考にすることで、ヤングケアラー支援を検討していくものと期待したい。

3) 問3【ヤングケアラー支援の際の課題として考えられること】

「家族や周囲の大人に、ヤングケアラーだという認識がない」25社協、「子どもが自身の状況を問題として認識しておらず支援を求めない」を22社協が選択している。このことは、国内における他の調査でも指摘されている（三菱UFJ&コンサルティング，2020）ことから、沖縄県内においても同様の傾向があることが考えられる。

ただし、今回の調査は、ヤングケアラーやその保護者に対する調査ではないため、あくまでも社協職員の主観的な判断が入ってしまうことは否めない。

4) 問4【今後ヤングケアラーを支援していくために必要だと考えること、期待すること】

「相談しやすい環境ができる」を36社協が選択している。このことは、他の調査研究でも挙げられている（三菱UFJ&コンサルティング，2019）ことから、学校や行政、社協、児童館、子ども食堂などの子どもが利用する機関において、子ども達が相談しやすい環境整備を優先して取り組む必要があると考える。ヤングケアラー同士が相互の体験を語り合うことの必要性（斎藤ら，2021）を考えると、市町村社協においてその取り組みを検討して欲しい。

他には、「複数の分野の支援体制の整備」28社協、「研修体制の整備」25社協、「専門職の配置」25社協など、ヤングケアラー支援の充実においてまだまだ多くの課題が散見していることが考えられる。

5) 問8【ヤングケアラーの発見や支援について、困っていること、不安に感じていること】

26の意見が出された。出てきた意見を大きく『ノウハウについて』、『実態把握について』、『連携について』、『世帯への関わりについて』の4つにカテゴライズした。

『ノウハウについて』は、「ヤングケアラーの現状や課題について学ぶ必要がある」、「具体的な相談支援体制が確立していない」、「十分な知識がない」などが出され、『実態把握について』は、「実態把握が直接的に困難」、「ヤングケアラーの発見は今のところ出てこない」、「ヤングケアラーの情報が少ない」などが出された。『連携について』は、「学校との連携がとても重要」、「つなげることができる支援機関が少ない」、「学校によって温度差がある」などが出され、『世帯への関わりについて』は、「当事者世帯が困りごとに気付いていない」、「まずは、親のサポートをどのように実行していけばよいのか」、「支援を拒否される場合もある」などが出された。

社協職員として、現段階においては、ヤングケアラーの現状や課題、支援方法の知識が十分ではなく、実態についても把握が難しいとしていることが分かる。連携においては、学校との難しさを感じ、つなげる機関が少なく、親のサポートをどのように実行していけばいいのかと

模索していることが伺える。今後、社協の連携先として厚生労働省がヤングケアラー支援体制強化の一つとして進めている、ヤングケアラー・コーディネーターが各市町村行政に配置されることになれば、社協として具体的に連携できる人材となる。

② 今後のヤングケアラー支援に向けて必要なこと

本調査結果から、今後のヤングケアラー支援に向けて必要と考えられることをいくつか挙げる。

まずは、ヤングケアラーやその世帯の理解と支援方法を学ぶための機会を作ることが求められる。問9と10にも意見として挙げたように、ヤングケアラーに関する研修会の開催や市町村を超えた相互の情報交換、事例検討会を開催すべきであろう。この取り組みは、ヤングケアラーの関わり方の視点や知識、スキルを学ぶ貴重な機会となり得る。同時に、ヤングケアラーの課題は、子ども本人だけでなく、家族全体の課題が背景にあることから（斎藤，2021）、ヤングケアラーに関する学びが、地域の貧困世帯や虐待、DV環境にある世帯、多くの課題を抱えている世帯、孤立や孤独傾向の世帯支援に通ずるノウハウを学ぶことにつながると考える。具体的には、以下の3点に集約されよう。

- 1) 社協職員や他機関向けの研修会やセミナー、事例検討会の企画、開催
- 2) ヤングケアラーという視点も含めた、地域の困難世帯支援システムの構築
- 3) ヤングケアラーが気軽に集まることができる場の提供や活動支援

ヤングケアラーであることが子ども自身の権利が侵害され（三菱UFJ&コンサルティング，2020）、心身の健康が保持・増進されず、学習面での遅れに影響がでると指摘されている（有限責任監査法人トーマス，2022）ことから、今後ヤングケアラー支援における具体的な取り組みを期待したい。

③ 市町村社協・県社協に期待すること

今後のヤングケアラー支援の充実に向けて、市町村社協と県社協に期待することを以下に挙げる。

1) 市町村社協に期待すること

1. 関係機関との連携、特に学校と教育委員会との連携方法の検討を行う
2. 行政機関と連携しながら、重層的支援体制整備事業の中でのヤングケアラー世帯支援を従来の社協の強みを活かし、コミュニティにおいて実践する
3. 既存のサービス（配食サービス、見守り支援、フードバンク、住民参加型在宅福祉サービス（移動・家事支援等））を活用する
4. ヤングケアラーが気軽に集まることができる居場所の提供（サロン）や活動支援
5. ヤングケアラーという同じ悩みを抱える子ども達向けの集いやグループワークを開催する
例) 障害のあるきょうだいのケアをしている
幼いきょうだいの世話をしている
母親や父親に障害や慢性的な病気がある
祖父母の介護をしている など
6. 関係機関との事例検討会を企画し開催する

7. 住民向けのヤングケアラー理解の研修会を企画し開催する

2) 県社協に期待すること

1. 市町村社協向けにヤングケアラーに関する研修会を企画し開催する
2. ヤングケアラー支援に関する市町村社協へのサポートを行う
3. ヤングケアラー支援の実情を市町村社協から聞き取りを行い、その現状や課題を共有し、課題解決のために行政機関へ働きかける
4. 市町村社協間の事例検討会を企画し実施する
5. 市町村におけるヤングケアラーの実態調査を提案し協力する
6. 県民向けのヤングケアラー理解の講演会などを企画し開催する

【引用文献】

齋藤真緒「ヤングケアラーをとりまく諸課題」、『女も男も 自立・平等』No138, 2021年 秋・冬号, pp12-17

齋藤真緒, 濱島淑恵, 松本理沙, 公益社団法人京都ユースサービス協会編「子ども・若者ケアラーの声からはじまる ヤングケアラー支援の課題」2021年, クリエイツかもがわ

三菱UFJリサーチ&コンサルティング「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」2019年, 平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

三菱UFJリサーチ&コンサルティング「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン(案)」2020年, 令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーへの早期対応に関する研究

有限責任監査法人トーマツ「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」2022年, 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 多職種連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究

《 資 料 》

調査回答前にお読みください

ヤングケアラー実態把握調査

ヤングケアラーとは、「本来大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども」のことを言います。

ヤングケアラーの定義を踏まえて、回答をお願いします。

《こんな人がヤングケアラーです（イメージ）》

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

出典：一般社団法人 日本ケアラー連盟

調査内容

調査内容は、添付している「市町村社協におけるヤングケアラー実態把握調査」を御確認ください。

回答方法

アンケート入力フォーム（フォームズ）にて回答をお願いします。

<https://ws.formzu.net/fgen/S255162185/>

調査内容

社協名	
メールアドレス	
記入者氏名	

ヤングケアラーとは「本来大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども」のことを言います。ヤングケアラーの定義踏まえて、以下の質問にお答えください。

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

問1. 【全ての社協にお聞きします】

ヤングケアラーと思われる子どもの有無にかかわらず、貴社協でヤングケアラーに関する取り組みを行っていることはありますか。①～⑧を回答された場合は、可能であれば下表に選択肢番号とその具体的内容をわかる範囲で教えてください。

- ①ヤングケアラーという視点を加えて見守りをしている
- ②ヤングケアラーの実態把握・調査
- ③広報誌やパンフレット、ポスターなどによる啓発
- ④一般市民向けのヤングケアラーに関する講演会の開催
- ⑤関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の強化
- ⑥関係機関・団体とのヤングケアラーに関する勉強会や研修の実施

問6. 【問5で「①把握している」「②現在はいないが、過去にいた」と回答した社協にお聞きします】
「ヤングケアラー」と思われる子どもをどのような方法で把握していますか。

(あてはまる番号全てにチェック) →回答後は問7へ

- ①各種相談を通じて把握している
- ②CSW (コミュニティソーシャルワーカー) や地域福祉コーディネーター等、地域福祉担当者の活動を通じて把握している
- ③各種事業を通じて把握している
- ④民生委員・児童委員からの情報提供により把握している
- ⑤関係機関・団体からの情報提供により把握している
- ⑥その他 ()

問7. 【問5で「①把握している」「②現在はいないが、過去にいた」と回答した社協にお聞きします】

(1) 貴社協で把握しているヤングケアラーのおおよその世帯数を教えてください。

() 世帯

(2) ヤングケアラーと思われる子どもが、家族に行っているケアの内容はどれですか。

(あてはまる番号全てにチェック)

- ①食事の世話をしている (買い物、食事をつくる、食べる際の介助、後片づけなど)
- ②食事以外の家事をしている (掃除、洗濯、その他細かい家事など)
- ③家族の身体介護をしている (衣服の着脱介助、移動介助、服薬管理など)
- ④家族の身体介護をしている (トイレや入浴介助)
- ⑤家族の代わりに幼いきょうだいの世話をしている
- ⑥家族の代わりに障害や病気のあるきょうだいの世話をしている
- ⑦目の話せない家族の見守りや声かけをしている
- ⑧通院の付き添いをしている
- ⑨通訳 (コミュニケーションに困難があり通訳や手話が必要な場合) している
- ⑩金銭管理をしている
- ⑪生活費の援助をしている
- ⑫その他 ()

(3) ヤングケアラーと思われる子どもについて、社協が関係機関と連携して支援したケースはありますか。

- ①関係機関と連携して支援したケースがある→ (4) へ
- ②関係機関と特に連携していない→ (6) へ

(4) 【(3) で「①関係機関と連携して支援したケースがある」と回答した社協にお聞きします】

具体的にどこと連携しましたか。(あてはまる番号全てにチェック)

回答後は(5)へ

- ①学校
- ②教育委員会
- ③要保護児童対策地域協議会
- ④市町村(児童福祉担当)
- ⑤市町村(障害者福祉担当)
- ⑥市町村(高齢者福祉担当)
- ⑦地域包括支援センター
- ⑧障害者基幹相談支援センター
- ⑨地域子育て支援拠点
- ⑩児童相談所
- ⑪子ども・若者総合相談センター
- ⑫民生委員・児童委員
- ⑬その他()

(5) 【(3) で「①社協が関係機関と連携して支援したケースがある」と回答した社協にお聞きします】

該当する個別ケースについて教えてください。(可能であれば2ケースほど)

(5)-ア 性別	1. 女性 2. 男性 3. その他	
(5)-イ 学年 (1つにチェック)	1. 小学1年 7. 中学1年 13. その他 () 歳 2. 小学2年 8. 中学2年 3. 小学3年 9. 中学3年 4. 小学4年 10. 高校1年 5. 小学5年 11. 高校2年 6. 小学6年 12. 高校3年	
(5)-ウ 家族構成 (あてはまる番号全 てにチェック)	1. 母親 4. 祖父 2. 父親 5. きょうだい 3. 祖母 6. その他 ()	
(5)子どもが担っ ているケアの状況 (あてはまる番号全 てにチェック)	エ 子どもが担っているケアの状況を把握していますか →1. はい 2. いいえ	
	オ 「1. はい」の場合、ケアの具体的な内容	
	<table border="1"> <tr> <td>①子どもがケアをして いる人 1. 母親 2. 父親 3. 祖母 4. 祖父 5. きょうだい 6. その他 ()</td> <td>②子どもがケアをしている人の状況 1. 高齢 (65歳以上) 2. 若い 10. その他 () 3. 要介護 11. 分からない 4. 認知症 5. 身体障がい 6. 知的障がい 7. 精神疾患 8. 依存症 9. 「精神疾患」「依存症」以外の病気</td> </tr> </table>	①子どもがケアをして いる人 1. 母親 2. 父親 3. 祖母 4. 祖父 5. きょうだい 6. その他 ()
①子どもがケアをして いる人 1. 母親 2. 父親 3. 祖母 4. 祖父 5. きょうだい 6. その他 ()	②子どもがケアをしている人の状況 1. 高齢 (65歳以上) 2. 若い 10. その他 () 3. 要介護 11. 分からない 4. 認知症 5. 身体障がい 6. 知的障がい 7. 精神疾患 8. 依存症 9. 「精神疾患」「依存症」以外の病気	
③子どもがケアをしている内容 1. 食事の世話をしている (買い物、食事をつくる、食べる際の介助、 後片づけなど) 2. 食事以外の家事をしている (掃除、洗濯、その他細かい家事など) 3. 家族の身体介護をしている (衣服の着脱介助、移動介助、服薬管理など) 4. 家族の身体介護をしている (トイレや入浴介助) 5. 家族の代わりに幼いきょうだいの世話をしている 6. 家族の代わりに障害や病気のあるきょうだいの世話をしている 7. 目の話せない家族の見守りや声かけをしている 8. 通院の付き添いをしている 9. 通訳 (コミュニケーションに困難があり通訳や手話が必要な場合) し ている 10. 金銭管理をしている 11. 生活費の援助をしている 12. その他 ()		

<p>(5)-カ ヤングケアラーと気づいたきっかけ・理由を教えてください。 ()</p>
<p>(5)-キ 子どもにケアを手伝ってもらわなければならない理由として考えられることはなんですか？（あてはまる番号全てにチェック）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護は家族で行うものだと思っている 2. 他人に家に入ってほしくないと思っている 3. 介護保険サービスを限度額いっぱい使っているが、更に介護が必要だから 4. 子どもが家の役に立つことにやりがいを感じている 5. お金がかかるのが困るから 6. その他 ()
<p>(5)-ク 社協として、ヤングケアラー本人、世帯に対してどのような支援を行いましたか？ (あてはまる番号全てにチェック)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 世帯の見守りや声かけを実施した 2. 支援者会議を開いて対応を検討した 3. 社協が実施しているフードバンクを活用した 4. 社協が実施している日常的自立支援事業の利用につなげた 5. 社協が実施しているミニデイやサロンの参加につなげた 6. 地域の子どもの居場所（食堂や学習支援）への参加につなげた 7. 活用できる公的サービスや相談窓口の情報を提供した 8. その他 ()
<p>(5)-ケ 支援をする上で連携した関係機関はどこですか？（あてはまる番号全てにチェック）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校 2. 教育委員会 3. 要保護児童対策地域協議会 4. 市町村（児童福祉担当） 5. 市町村（障害者福祉担当） 6. 市町村（高齢者福祉担当） 7. 地域包括支援センター 8. 障害者基幹相談支援センター 9. 地域子育て支援拠点 10. 児童相談所 11. 子ども・若者総合相談センター 12. 民生委員・児童委員 13. その他 ()
<p>(5)-コ 選択した関係機関との連携した内容を教えてください。（自由記述）</p>
<p>(5)-サ 支援した結果、ケアの状況に変化がありましたか？（子どもの立場からの変化について） (あてはまる番号1つにチェック)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 改善された 2. 改善中 3. 支援を検討中 4. 改善されていない 5. 不明 6. その他 ()

(6) 【(3)「関係機関と特に連携していない」を回答された社協にお聞きします】

関係機関につながらなかった・つなげなかった理由を教えてください。また、社協としてどのように対応したのか教えてください。

理由	
対応方法	

問8. ヤングケアラーの発見や支援について、貴社協として困っていること、不安に感じていることがあれば自由にお書きください。(自由記述)

問9. 行政(県・市町村)に対して、ヤングケアラー支援に関するご意見などがあれば自由にお書きください。(自由記述)

問10. 県社協に対して、ヤングケアラー支援に関するご意見などがあれば自由にお書きください。(自由記述)

重層的支援体制整備事業について

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において属性を問わない 1.相談支援、2.参加支援、3.地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設された改正社会福祉法が令和 3 年(2021 年) 4 月 1 日から施行されました。

重層的支援体制整備事業の枠組み等について

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援(包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業を創設した。
- 当該事業は、実施を希望する市町村の上げに基づく任意事業である。
- このほか、事業の実施に要する費用にかかる市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設した。この中で、国の補助については、事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進する。

重層的支援体制整備事業における 3 つの支援の内容

新たな事業(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)の支援を一体的に実施)

Ⅰ 相談支援

- ① 介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的相談支援事業を実施
- ② 複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業を実施。
- ③ 必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施。

Ⅱ 参加支援事業

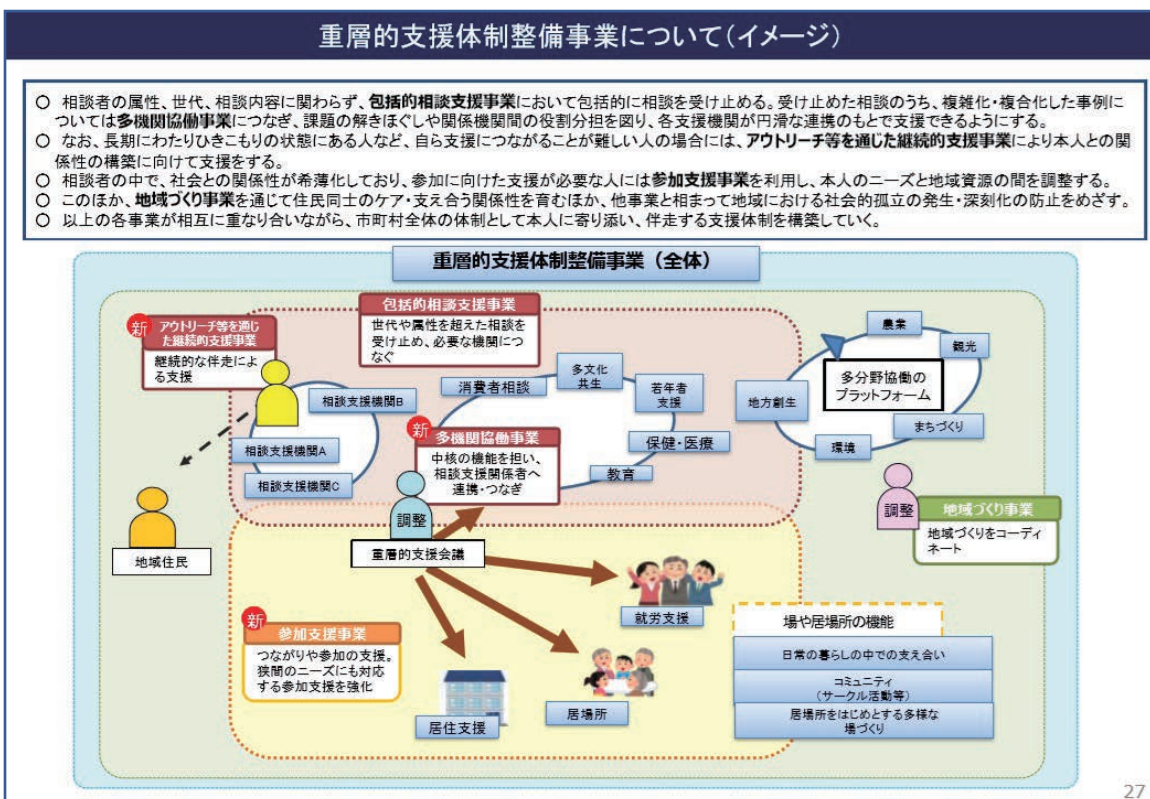
○介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため(※1)、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援(※2)を実施
(※1)世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど
(※2)就労支援、見守り等居住支援 など

Ⅲ 地域づくり事業

○介護(一般介護予防事業、生活支援体制整備事業)、障害(地域活動支援センター)、子ども(地域子育て支援拠点事業)、困窮(生活困窮者のための共助の基盤づくり事業)の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施

○事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確保

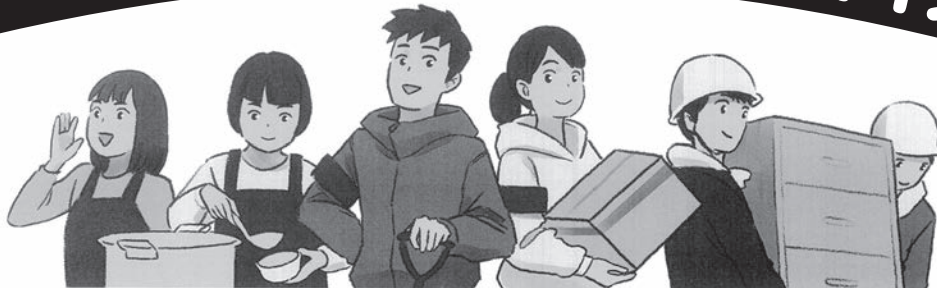
- ①住民同士が会い参加することのできる場や居場所
- ②ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能



出典：厚生労働省

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料 (1名あたり) 団体割引20%適用済 / 過去の損害率による割増適用

プラン		基本プラン	天災・地震補償プラン	特定感染症重点プラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円			
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)			
	入院保険金日額	6,500円			
	手術保険金	入院中の手術	65,000円		
		外来の手術	32,500円		
	通院保険金日額	4,000円			
	特定感染症	補償開始日から10日以内は補償対象外(*)	初日から補償		
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円(限度額)			
年間保険料		350円	500円	550円	

商品パンフレットは
こちらから



(ふくしの保険
ホームページ)

*3月末までに契約手続きが完了し、前年度から継続して契約される場合は初日から補償します。

<重要>

- ◆ 基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆ 特定感染症重点プランでは中途加入の場合でも補償開始日より特定感染症が補償対象となります。
- ◆ 年度途中でご加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆ 中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆ 途中でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償 (傷害保険)

福祉サービス総合補償
(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

<引受幹事> 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03 (3349) 5137

受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03 (3581) 4667

受付時間: 平日の9:30~17:30 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

令和5年度

スケールメリットを活かした割安な保険料で
充実補償をご提供します!



ホームページでも内容を紹介しています
<https://www.fukushihoken.co.jp>



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、サイバー保険、
動産総合保険、費用・利益保険)

① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶ 保険金額

	基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)	
賠償事故に対応	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等の各種費用	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用	死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円	

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 施設の医療事故補償
 - ・ 医務室の医療事故補償
 - ・ 看護職の賠償責任補償
- オプション3 ● 施設の借用不動産賠償事故補償
- オプション4 ● クレーム対応サポート補償
- オプション5 ● 施設の感染症対応費用補償
休業補償から各種対応費用までワイドな安心
 - ① 休業や縮小営業による収益減少はもちろん、収益減少を防止・軽減するための人件費なども補償
 - ② 消毒・清掃費用や自主的なPCR検査費用など、かかった費用を幅広く補償
 - ③ 感染症対応特別費用で定額20万円を早期に受取り

- ② 個人情報漏えい対応補償 ③ 施設の什器・備品損害補償

プラン2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

- ① 入所型施設利用者の傷害事故補償
- ② 通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償



プラン3 職員等の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- ① 職員の労災上乗せ補償
- ② 使用者賠償責任補償
- ③ 役員・職員の感染症罹患事故補償
- ④ 雇用慣行賠償補償
- ⑤ 役員・職員の傷害事故補償



プラン4 法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事
保険会社〉

損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667

受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

発行 令和5年2月

社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会

〒903-8603 那覇市首里石嶺町 4-373-1 沖縄県総合福祉センター

TEL 098-887-2000 FAX 098-887-2024